

指定都市市長会の活動報告

地方分権に関する取組を中心に



指定都市市長会事務局
(市政会館6階)

1 指定都市市長会とは

2 第二期地方分権改革に向けた取組

3 大都市制度のあり方について

1 指定都市市長会とは

指定都市とは・・・

指定要件 「政令で指定する人口50万人以上の市」

(地方自治法第252条の19第1項)

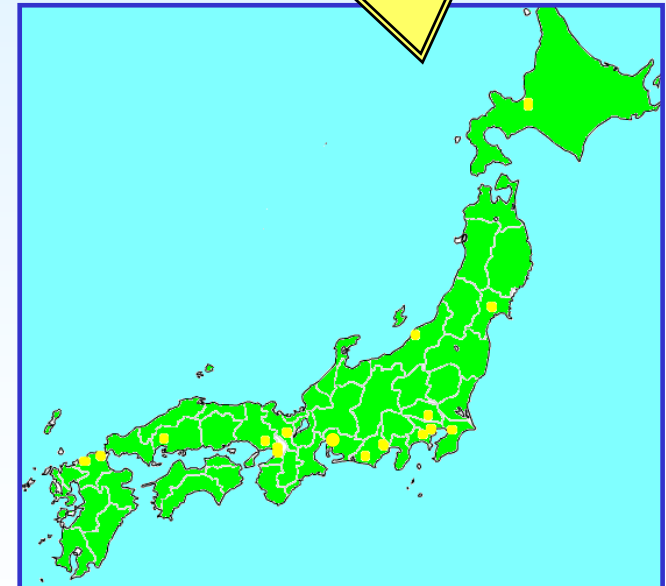
- ・現在、概ね人口70万～360万人程度の17都市が政令による指定を受けている

指定都市の特徴

- 都道府県が処理する事務の一部を処理
- 区の設置
- 財政上の特例(宝くじの発行が可能)

など

約2480万人が居住
(全人口の2割程度)



指定都市市長会とは・・・

目的

全国の指定都市の緊密な連携のもとに、
大都市行財政の円滑な推進と伸張を図る

主な活動内容

指定都市間の連絡調整及び諸会議の開催

政策提案・意見表明等

- (1) 行財政の重要諸問題に関する提案・意見表明
- (2) 大都市制度改革及び地方分権推進に関する提案・意見表明
- (3) 国家予算に関する提案(毎年夏頃)
- (4) 大都市の財源拡充に関する要望(毎年秋頃)

大都市行財政にかかる調査・研究

地方六団体との関係・相違点

地方六団体

- 全国市長会、全国市議会
議長会などの6つの団体を指す
- 地方自治法の規定により
国に設置の届出をし、国会・内閣への意見提出権を有する団体
- 17指定都市も全国市長会メンバー

指定都市市長会

- 大都市の有する課題について
重点的に取り組むために
任意団体として創設
- 全ての指定都市がメンバー

組織・体制(平成20年度)

指定都市市長会

札幌市長	上田文雄
仙台市長	梅原克彦
さいたま市長	相川宗一
千葉市長	鶴岡啓一
川崎市長	阿部孝夫
横浜市長	中田宏昭
新潟市長	篠田善吉
静岡市長	小嶋善吉
浜松市長	鈴木康友
名古屋市長	松原武久
京都市長	門川大作
大阪市長	平松邦夫
堺市長	木原敬介
神戸市長	矢田立郎
広島市長	秋葉忠利
北九州市長	北橋健治
福岡市長	吉田宏

会長 名古屋市長 松原 武久

副会長 神戸市長 矢田 立郎

副会長 千葉市長 鶴岡 啓一

副会長 広島市長 秋葉 忠利

副会長 札幌市長 上田 文雄

事務局



H20.12.22 第26回指定都市市長会議

これまでの主な経緯

S22年 特別市制度の創設(地方自治法)

S23年 五大市共同事務所設置

S31年 指定都市制度発足(特別市制度廃止)

S38年 指定都市事務局への名称変更

8市が加入



H15年 全国13の指定都市が市長会を結成

H17年 静岡市

H18年 堺市

H19年 新潟市、浜松市

H21年 岡山市が加入予定

加入

これまでの活動実績（平成16～20年）①

意見表明等

毎年度の予算編成等に向けた提案・要望等

喫緊の課題に対する提案・意見表明（随時）～過去5年で約50回発出～

直近の意見・要望活動の例

12月22日	真の地方分権改革の実現を求める指定都市のアピール
12月22日	定額給付金等に関する緊急意見
1月13日	経済・雇用対策の円滑な推進に関する要望について



松原会長(写真左)が丹羽地方分権改革推進委員会委員長に「真の地方分権改革の実現を求める指定都市のアピール」を提出(12/25)

これまでの活動実績（平成16～20年）②

調査・研究

大都市制度に関する調査研究

- ・報告書としてとりまとめ地方制度調査会等へ提出

循環型社会の構築・地球環境保全に関する調査研究

- ・報告書としてとりまとめ環境省等へ提出

安全・安心まちづくりに関する調査研究

- ・報告書としてとりまとめ警察庁等へ提出

地方分権改革推進に関する調査研究

- ・提言書としてとりまとめ地方分権改革推進委員会等へ提出

指定都市市長会ホームページ：<http://www.siteitosi.jp/>

2 第二期地方分権改革に向けた取組

これまでの活動実績（第二期地方分権改革関係）

国（地方分権改革推進委員会等）

指定都市市長会

H19.11 中間的な取りまとめ

【第1次提言（H19.8）】

指定都市の基本的な考え

など

H20.05 第1次勧告

【第2次提言（H20.2）】

国・道府県・指定都市のあるべき役割分担

など

H20.12 第2次勧告

【第3次提言（H20.10）】

法制的な仕組みの横断的な見直しに向けた提案事項
大都市における税財政制度について

など

H21 春 第3次勧告

秋
以降

地方分権改革推進
計画

新分権一括法

地方分権改革推進委員会

内閣府
総務省

等に提出

第二期地方分権改革に対する指定都市の主な視点

制度

- ・ 国と地方の役割分担の明確化
- ・ 市町村への大幅な権限移譲の推進
- ・ 国や道府県による関与の廃止・縮小の一層の推進

税財政

- ・ 役割分担に応じた国と地方間の税の配分の是正
- ・ 国庫補助負担金の改革
- ・ 地方交付税の改革

さらに、指定都市の果たすべき役割や実態に見合った改革提案

道府県に比肩する行財政能力を有する指定都市の担うべき役割

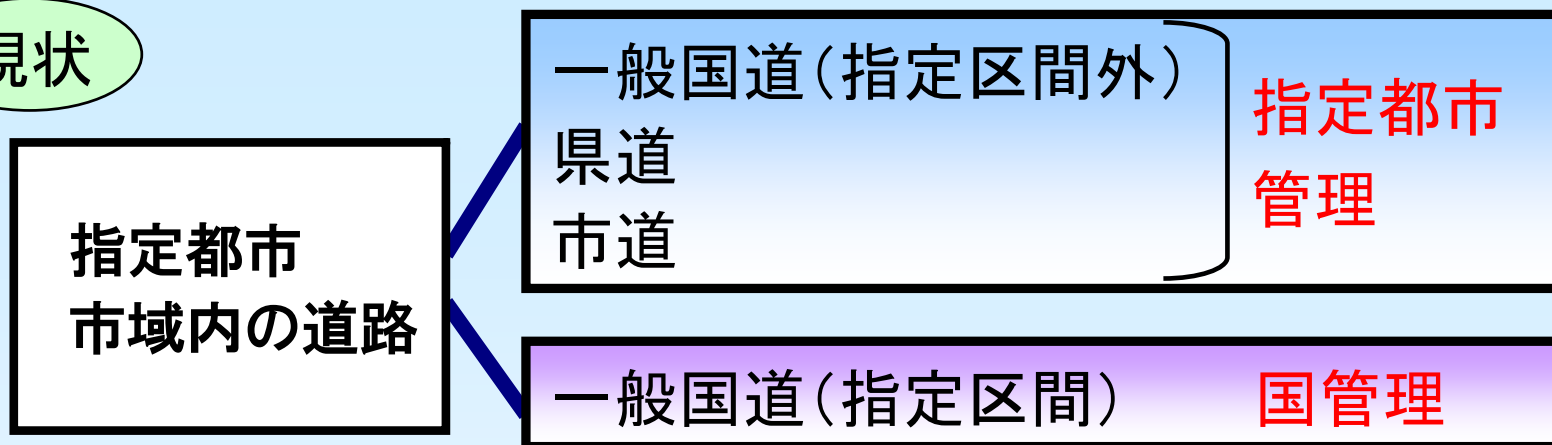
大都市特有の財政需要に対応する都市税源の拡充強化

大都市制度のあり方

事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

道 路

現状



指定都市は整備・管理にかかる技術・経験を有する

提案

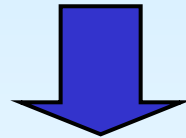
市域内における全ての道路(高速自動車道を除く)の整備・管理
権限を指定都市に移譲(経費全額は税源移譲により措置)

都市計画（事例：市街化区域と市街化調整区域の区域区分の決定）

現状

指定都市

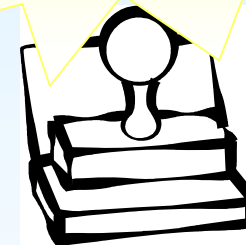
地元説明、調整、素案作成



道府県

ほぼそのままの案を
都市計画決定

指定都市との重複行政



指定都市は大量・高度な基盤整備を推進しており、施策を迅速かつ柔軟に行う必要

提案

都市計画に関する権限を包括的に指定都市に移譲

義務教育（事例：県費負担教職員）

現状

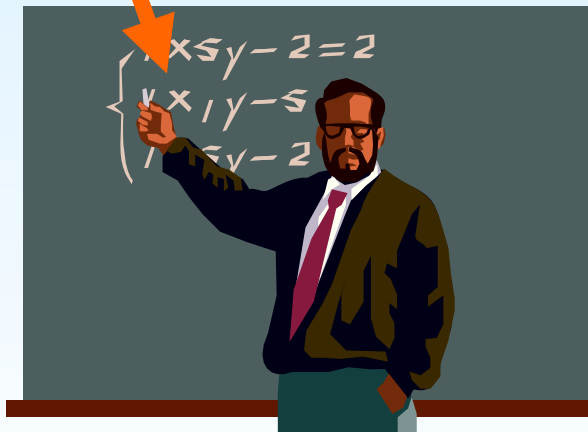
指定都市教育委員会

道府県教育委員会

採用や勤務評定等

人事権と給与費
負担のねじれ

給与費負担・
定数の設定等



弾力的な教職員配置等の
教育施策を行ううえで支障

提案

学級編制や教職員定数、教職員配置等にかかる包括的な権限を指定都市に移譲し、道府県の給与費負担を指定都市に移管（これに伴い必要となる財源については所要額全額を税源移譲）

3 大都市制度のあり方について

指定都市が果たしている役割

住民に身近な基礎自治体としての役割

都市圏における中枢都市としての役割

先端都市として都市行政を先導する役割

指定都市の現状①

国土面積のわずか2.8%に
全国の約2割の人口

国民の5人に1人は指定都市市民

多くの住民に
住民登録・戸籍、福祉、義務
教育など日常生活に関わる
行政サービスを提供

住民に身近な基礎自治体
としての役割

指定都市の人口

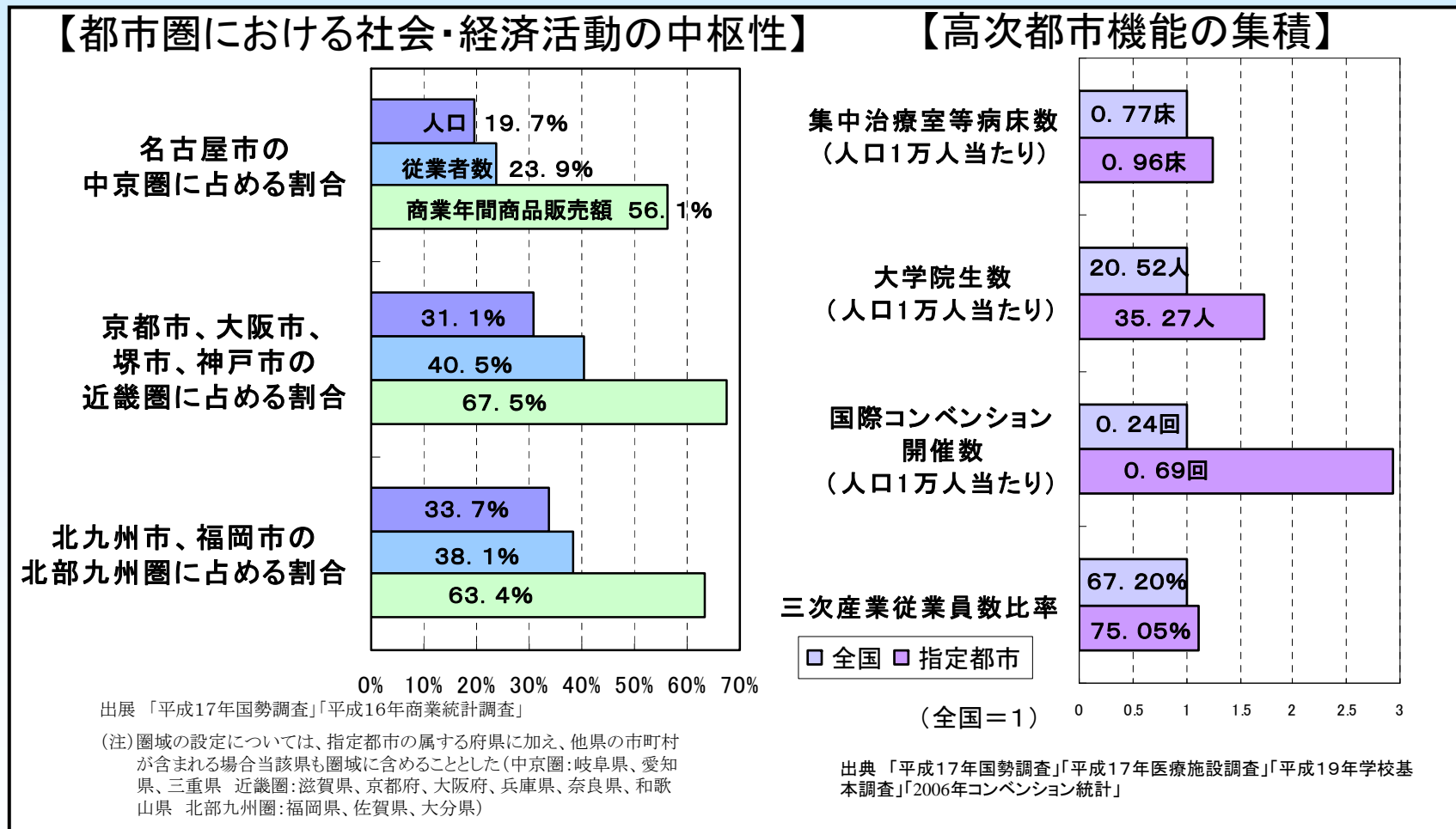
単位:人

市名	人口
札幌市	1,899,416
仙台市	1,032,005
さいたま市	1,201,819
千葉市	948,868
川崎市	1,392,471
横浜市	3,654,326
新潟市	812,294
静岡市	718,863
浜松市	813,615
名古屋市	2,250,029
京都市	1,467,599
大阪市	2,653,617
堺市	836,295
神戸市	1,534,131
広島市	1,167,637
北九州市	985,121
福岡市	1,440,682
合計	24,808,788

横浜市統計ポータルサイト大都市推計人口
(平成20年12月1日現在)

指定都市の現状②

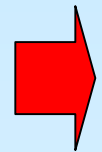
- 従業者数や商業活動の面で大きな比重
- 教育・文化・産業などで高度な都市機能を発揮



都市圏における中枢都市としての役割

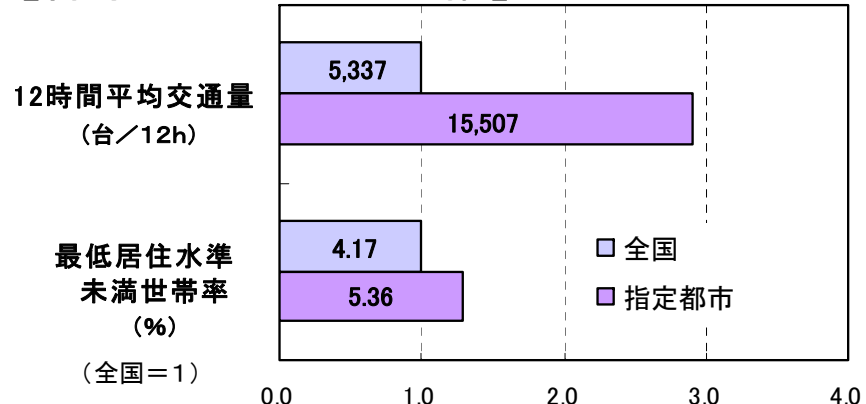
指定都市の現状③

交通混雑や安全に関わる問題
生活困窮者などに係る問題

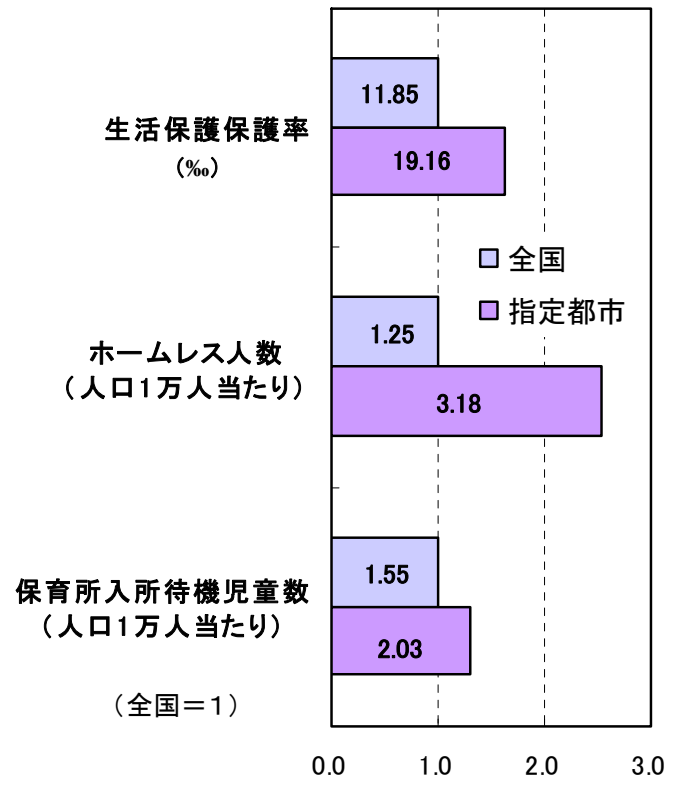


過密や集中に起因する様々な都市的課題が顕在化

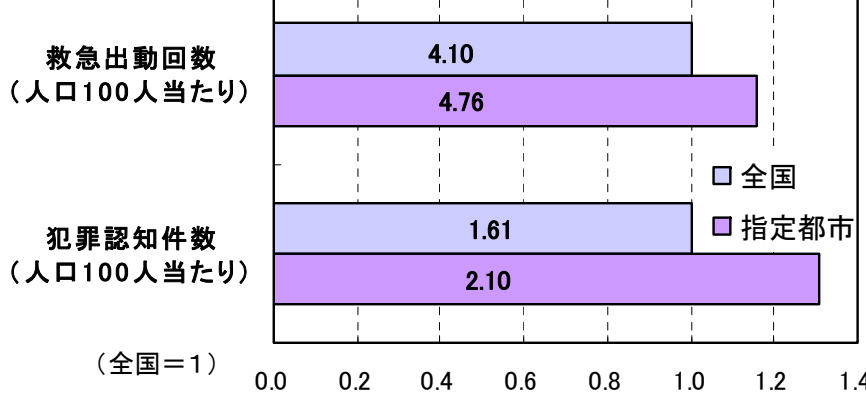
【都市的インフラの整備】



【都市的課題】



【安全安心】



(出典) 「平成17年国勢調査」、「道路交通センサス(平成17年度)」、「平成15年度住宅・土地統計調査」、「犯罪統計書(平成18年)」、「平成19年版救急・救助の現況」、「大都市比較統計年表(平成18年)」、「平成18年度福祉行政報告例」、「ホームレスの実態に関する全国調査報告書(平成20年)」、「平成18年度保育所入所待機児童数調査」

先端都市として都市行政を先導する役割

現行指定都市制度の課題①

大都市としてのポテンシャルを十分に発揮できない

- 一般の市町村と同一の制度を適用
- 特例的・部分的で一体性・総合性を欠いた事務配分
- 大都市の位置づけや役割が不明確

道府県との二重行政の弊害



複雑・多様な大都市課題を、指定都市自らの判断と責任において、一体的に処理することが困難

現行指定都市制度の課題②

大都市の実態に応じた税財政制度となっていない

- 道府県に代わり行う事務に要する経費が税制上措置されていない
- 都市的な税源に乏しく、大都市特有の財政需要に見合う税収確保ができない

大都市特例事務に応じた財源

3,724億円

地方自治法に基づくもの
土木出張所
衛生研究所
定時制高校人件費
国・道府県道の管理等

道府県に代わって
負担している経費
(一般財源等所要額)

措置不足額
2,342億円

措置済額
1,382億円

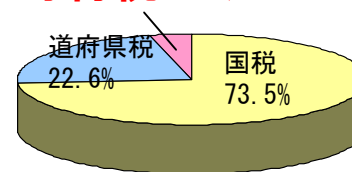
税制上の措置

注 平成20年度予算に基づく概算

指定都市の経済活動を反映する
都市的な税目の配分割合

消費・流通課税
(平成20年度予算)

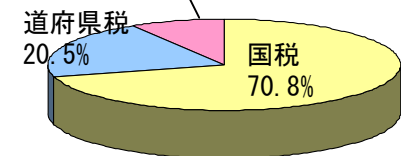
市町村税3.9%



注 国税:平成20年度当初予算
道府県税、市町村税:平成20年度地方財政計画

法人所得課税
(実行税率)

市町村税8.7%



注 1 実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した後の税率である。
2 地方法人特別税は国税だが、税体系の抜本的改革までの暫定措置であることから、道府県税に算入している。

指定都市を含む市町村
税の配分割合が低い

あるべき大都市制度にむけて..

- ・現行指定都市制度に変え、様々な行財政需要に応えることができる新たな大都市制度を創設

- ・消費・流通課税、法人所得課税などの都市税源の充実
- ・国・道府県・指定都市の役割分担に応じた国・道府県からの税源移譲

指定都市市長会

～ 団結・挑戦する指定都市市長会～



札幌市



仙台市



さいたま市



千葉市



川崎市



横浜市



新潟市



静岡市



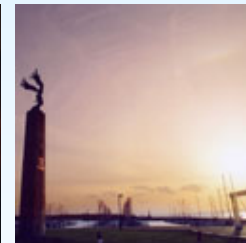
浜松市



名古屋市



京都市



大阪市



堺市



神戸市



広島市



北九州市



福岡市